

令和元年 5 月 15 日より

敷地内全面禁煙となります。

健康増進法第 25 条の定めにより、病院や学校等の多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止する必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

当院としては、病院建物内での禁煙を実施し、「屋外喫煙所」を設けて分煙化を図ってきましたが、患者様をはじめ皆様の健康をサポートするという病院の社会的使命から、病院敷地内全面禁煙とすることにいたしました。

この措置は、病院職員のみならず、患者様、ご家族、お見舞いの方、出入業者の方などすべての方が対象となります。

より良い環境づくりのため、皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

平成 31 年 4 月 16 日
神栖済生会病院 病院長